令和２年12月９日第４回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第４日）						
出席議員 （10名）	１番	鈴木千春	２番	大川徹也	３番	原直弘
	４番	吉田豊	５番	田中静雄	６番	原田希
	７番	吉富隆	８番	大川隆城	９番	寺﨑太彦
	10番	中山五雄				
欠席議員 （０）						
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長	武廣勇平	副町長	森悟		
	教育長	野口敏雄	会計管理者	橋本真美		
	総務課副課長	針長幸子	まち・ひと・しごと創生室長	河上昌弘		
	財政課長	坂井忠明	危機管理対策監	弥永正一		
	建設課副課長	髙島真幸	産業課長兼 農業委員会事務局長	日髙泰明		
	住民課長	扇智布由	健康福祉課長	江島朋子		
	税務課長	矢動丸栄二	教育委員会事務局長	中島洋		
	生涯学習課長	小川成弘	文化課長	宗雲英則		
職務のため出席した事務局職員	議会事務局長	二宮哲次	議会事務局主事	松田望		

議事日程　令和２年12月９日　午前９時35分開会（開議）

日程第１　　一般質問（町行政事務全般について）

第４回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議　員　名	質　　問　　事　　項
9	２番　大川徹也	１．農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴の件

日程第２　　議案審議

議案第60号　上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第３　　議案第61号　上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　　議案第62号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第６号）

日程第５　　議案第63号　令和２年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第６　　議案第64号　令和２年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第７　　議案第65号　令和２年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）

日程第８　　議案第66号　負担付き寄附にかかる財産の受納について

日程第９　　議案第67号　動産の買い入れについて

日程第10　　議案第68号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第７号）

日程第11　　議案第69号　上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第12　　諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦について

午前９時35分　開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

その前に、昨日の田中静雄議員の一般質問の中で取消しをお願いしたいということで申出があっております。

お諮りいたします。ただいま田中静雄君から12月７日の会議における一般質問の質問事項、上峰町、中心市街地活性化事業についての中の発言について、発言の取消しの申出がありました。

発言の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

田中静雄議員、登壇して発言してください。

○５番（田中静雄君）

おはようございます。貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

12月７日の一般質問の質問事項、上峰町、中心市街地活性化事業についての中の発言で、「イオン跡地に個人の地権者が入っている」と発言をしましたが、実際には入っておりませんでした。この発言に関する部分について、発言取消しと会議録の削除の申出をいたします。この発言取消しと会議録の削除について、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

田中静雄議員からの発言の取消しと会議録の取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。田中静雄議員からの発言の取消しと会議録の取消しを許可することに決定いたしました。

次へ進みます。

日程第１　一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第１．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、２番大川徹也君よりお願いいたします。

○２番（大川徹也君）

皆さんおはようございます。２番議員大川徹也です。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、通告しておりました一般質問通告書に沿って質問をしていきたいと思います。そして、ここで統括質問をさせていただきます。

質問事項１、農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴の件についてです。

質問要旨１、告訴に関する経緯及び現状、そして今後の対応についてです。

平成30年１月９日、当町が交付金詐欺の疑いがあるとして、大字堤地区農地・水・環境向上活動協議会という住民団体を刑事告訴するという極めて重大な事件があってから来月１月で丸３年を迎え、４年目に入ろうとしています。この事件のために平成29年８月に当町議会全員協議会が開かれ、この問題について町側は、執行部側は不正受給や詐欺などに法的に相

当するか、事実関係を整理してもらうとのことで、年間1,080千円の弁護士委託契約を結ぶということで予算措置の話をしてあります。

そして、前述のとおり、平成30年１月９日に当該団体の役員４名中、会計担当者を除く３名が対象として告訴されました。それから丸３年、毎年度1,080千円の弁護士費用が支払われる中、時が経過をしております。

このことについて、あまりに長く時間がかかり過ぎているような感を受けます。そのために、当該団体及びこの問題に関心がある町民の皆様方のそういう御負託に応えるためにも、定例議会で私は質問をしてまいりました。しかし、執行部は係争案件の可能性があるという答弁の一点張りで、まともに答えてくれていません。係争中の案件ならまだ理解が及びますけれども、この事件は告訴に至るまで行政手続等において非常に不透明な部分が少なくありません。

このような中で、議会だより、メディア報道などを通じて世間に詐欺を働いた者として見られている当該団体の町民の方々やその御家族を含め、また今後、同様な案件でこのような不条理と思われる被害に遭う町民が出ないようにするためにも、この不透明と思われる部分の行政手続等について明らかにしたく質疑します。そして、今後の対応についても同様に質疑を行います。よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の１番、農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴の件。質問要旨、告訴に関する経緯及び現状、そして今後の対応について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日髙泰明君）

皆様おはようございます。大川徹也議員御質問の質問事項１、農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）における告訴の件。要旨１、告訴に関する経緯及び現状、そして今後の対応についてについて答弁させていただきます。

また、他の議員から質問がありました答弁と重複する内容がありますが、答弁させていただきます。

この大字堤地区農地・水・環境向上活動協議会の不正受給につきましては、平成29年７月に大字堤地区区長及び有志一同から町に対して申入れ書が提出され、発覚したものでございます。問題発覚後の平成29年８月には、町議会全員協議会にて大字堤地区農地・水・環境保全向上協議会に対する措置等について、不正受給や詐欺などに法的に相当するか、事実関係の整理を含め、弁護士へ委託することなどを御説明申し上げたところです。

このような流れでありますので、弁護士と相談の上、係争に発展すると思われる内容や係争に関する一切の答弁を差し控えさせていただくところでございまして、今後は全ての案件において必要に応じて専門家の意見を踏まえ適切に対応してまいります。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

まず質問ですが、私が今議会に住民の皆様より負託を受けて議会議員として、当町議会議員として活動の場を与えられる前の話ですが、平成30年です。平成30年の第１回定例会です。平成30年３月に行われた分ですが、同僚議員のほうからこの農地・水事業の問題について一般質問があっております。質問の要旨としては、この問題の解決に向けての取組はどうかということです。

当時は、現産業課長ではない前任の産業課長さんのほうが答弁をなさっております。このときには、係争案件だから答えられないなどの答弁はあっていなかったんですね。これには素直に執行部は答えてくれています、この質問に対して。そして、私が質問するとこういう具合ですね。まずそれを、それはなぜかということをまずお伺いしてよろしいでしょうか。

○産業課長（日髙泰明君）

大川議員御質問の平成30年３月の一般質問の答弁について、現在の答弁との違いというふうなところで質問があったところと思います。

当時、平成30年の３月と現在の状況とは違っておりまして、現在の状況を踏まえ、弁護士等、専門家の意見を聞くところでありますと、やはり係争案件でありますので答弁は控えるようにというふうなところで現在の答弁に至っているところでございます。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

産業課長の今の御答弁ですけれども、純粋に理解が及びません。なぜなら、係争案件に関わるということがその後、弁護士さんのほうから言われたということで、慎重に対応するようにというようなことの答弁だったと思うんですが、平成30年３月ですよね、この一般質問があったのは。しかし、全協が開催されて、法律専門家への委託、いわゆる弁護士への委託、そのときの話は平成29年８月なんですよね。平成29年８月には、問題点を整理するということで係争案件も、話も出ていたんですよね、29年８月には既に。これは30年３月ですから、もうそれから７か月ぐらいたっていますかね。私はこういうのをいわゆるダブルスタンダード、悪く言うと二枚舌というのではないかと思います。

このときに、全協で武廣町長はこのように述べています。「組織構成や活動内容を住民側に周知していなかった状況を組織の代表から直接聞いたと述べ、交付金の趣旨からすれば住民に知らされていないことが一番の問題という認識を示した。その上で、係争案件に発展する場合は、どの自治体も別に予算を立てていると聞いている。法的にどのような問題があるか、町では知見を持たず、告訴状も作れない、として専門家に相談するとした。」という新聞報道記事があります。

そして続けて、平成30年第３回定例会です。平成30年９月に行われました。また、同僚議

員もこの問題に関心があったのでしょう。質問事項、大字堤地区の農地・水関連補助金不正受給について。質問要旨１、刑事告訴その後と今後の対応について、２、県より返還命令が出たが、返還は完了したか、３、間接補助事業者として返還命令に従い返還したのであれば、補助金受給者に対して返還請求はしたのかという質問に対して、執行部は答弁をしています。この矛盾について説明をしてください。

○町長（武廣勇平君）

先ほど担当課長が答弁したとおりでございます。

○２番（大川徹也君）

町長、今答弁に立ってくれましたけれども、それはもちろん私もそうですし、これを聞かれる町民の方も納得できる答えだったのかな、納得できる答えではなかったと思います。

この問題に対して、私は行政事務手続の面から非常に不透明な部分があると感じています。前日、同僚議員のほうからあった疑義と同じ感覚を持っています。

まず、この大字堤地区の団体、農地・水・環境向上活動協議会という当該団体に対して補助金を、交付金を停止しました。まず、その行政手続ですね、どういった理由で交付金を停止したのか教えてください。これは過去に起こった行政手続の件ですので、これは教えてください。

○産業課長（日髙泰明君）

議員御質問の補助金の停止についての手続でございますが、町のほうでこの経緯によりまして大字堤地区の活動につきまして実績報告なり、町のほうがその実績報告の内容と地区のほうで実績を行われているというふうなところの確認作業も行いました。町のほうの判断、町のほうでの実績報告の判断で、県のほうに返還の申入れをしたところ、返還に係る実績報告の提出をしたところでございます。それにつきまして、ここの堤地区に対しては実績を認めないというふうなところでこの補助金を停止したところでございます。

○２番（大川徹也君）

今、産業課長が答弁されたように、この地区当該団体を団体として認めない、だから、存在しない、そして活動を、実際はしてあるんですけれども、存在自体がないので活動はないものに等しいということで、平成28年度、県のほうに提出した実績報告書は実績なしとして報告し、そのために県はこの団体に対してペナルティー、いわゆる返還命令を出した、そういうこと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

その理解とは違いまして、先ほど担当課長が言った手順で我々としては進めておりますので、そのように理解していただければと思います。

○２番（大川徹也君）

今、町長の答弁に簡潔にありましたが、産業課長が説明をした内容のとおりということで

ありますが、あまり詳細な部分の話がなかったので、それは難しい部分がありますね。

このように、県との、この実績報告について少しお話をします。この当該団体が町に提出をした実績報告の件です。このことについて少し話をさせてください。

平成29年５月、当該団体より28年度分の実績報告を上峰町のほうに出されまして、町は受理をしています。平成29年５月です。実績報告は実績があったんです。実績があったんですけれども、同年、平成29年９月、県のほうに提出された実績報告書には実績が全くなかったことになっています。そこの説明をまずお願いします。

○産業課長（日髙泰明君）

御質問の、議員は地区から出た実績報告というふうなところを実績報告と申されているところと思います。町のほうでもちろん実績報告をお受けして、もちろん実績のその確認をしますが、町のほうで確認する中で、この実績報告については実績を認めないというふうなところの流れでございます。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

課長、産業課長、その、どうして実績をあった、当該団体の実績があったと報告があったにもかかわらず、当町執行部はそれを実績として認めなかった、そこをお聞きしています。

なぜなら、今回この事件で県が返還命令を求めている唯一の理由は、実績がなかったからなんです。そこの１点だけなんです。とても重要なことなんです。教えてください。

○町長（武廣勇平君）

先ほど議員さんがお尋ねになられたのは、当時のことについてのお尋ねであったということで、産業課長もそのようにお答えを申し上げたと思います。現状の認識、そして、今後のことについては、係争に係る事案でございますので答弁を控えます。

ただ、私どもは町の利益を第一に考え、全ての案件において必要に応じて専門家の意見を踏まえ対応していることを申し添えます。

○２番（大川徹也君）

この問題は、合計23,000千円ほどの被害額が確定をしており、それが当該団体に請求されるという現実的な厳しい問題を抱えているからこそ、私はそこを曖昧にすることはできない。そのためにこのような質問をしています。行政手続、もし何かしら大きな誤りがあっていたとしたら、当人たちの名誉を含め取り返しのつかないことになる。容易に想像ができます。

実際にその当時、県と当町は、執行部は相談をなさっています。そして、このような議会の中で執行部の答弁もあっています。平成30年第３回定例会の議案審議の折です。同僚議員から、この件について不正受給手続を取ったかという質問があっておりました。その同僚議員の趣旨は、当町が交付金をその地区に出さないということで、しかし、その地区の農地・水の管理は必要だと。だから、何とかして交付金、もしくは補助金、そのような補助、手助

けができないかというような趣旨の質問と理解をしております。

しかし、産業課長、現産業課長の答弁です。当該団体は平成30年度まで事業の期間の計画があるということで県は交付ができない。町といたしましては、不正受給としまして受給を差しとめておるところですが、国、県と協議をする中で、国、県は活動の大まかなところの趣旨的なところは行っていたんじゃないかというふうなところで、協議のほうは平行線のところがあります。これは実際に議事録の答弁です。産業課長の答弁です。

この時点で、国、県はこの活動団体に対して大まかなところの趣旨的なところは行っていたんじゃないかという認識で、大変困って、町側の対応に対して困っていた感があるようです。そして、協議のほうは平行線のところがありますと。ほかにも幾つかの資料や関係者の証言がありますが、この事件は執行部が早く、自分たちのある目的のために早くそこに行き着きたく、必要な手続、行政手続を丁寧に、十分に取らず進めてきたために、いろんな問題が起きています。イメージでいうと、早く走ろう、早く目的地に着こうという頭が先行して、足が空回りして追いついていないんですね。そういう状況になったらどうなるかというと、倒れます。この事件は既に倒れていると思います。

実際に武廣町長の答弁、平成30年第３回、この９月の定例会です。この件に関する同僚議員の質問に対してこのように述べています。「補助金の返還と告訴とは何ら関係はございません。返還請求があった場合に返還をしていくと。」、こういう答弁です。補助金の返還と告訴が何ら関係がないのならば、これは告訴は何のために告訴をしているんですか。まずそこを教えてください。

○町長（武廣勇平君）

現状の認識についてのお尋ねだと理解しております。

先ほどから繰り返して申し上げておりますように、私どもは町の利益を最大に考えて、常に専門家の意見を適宜お聞きしながら行動しております。本件に関して、係争に関する案件でありますので、答弁一切を差し控えます。

○２番（大川徹也君）

産業課長に質問をします。

先ほどの私の質問の中で補助金を、この交付金ですね、当該団体に対する交付金を停止した際の行政手続についてなんですが、上峰町多面的機能支払補助金交付要綱の中で、第５条の４項――ああ、５項ですね。「町長は、前項の申請に基づき書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る中止又は廃止を必要と認めたときは上峰町多面的機能支払補助金中止（廃止）承認通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知しなければならない。」、また、第６条に実績報告。額の確定、第７条。そして、第７条も読み上げます。「町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、規則第13条の規定に基づき交付すべき交付金の額を確定し、上峰

町多面的機能支払補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知しなければならない。」、これは０円であっても必要なものなんじゃないですか。そして、その前に、支払補助金中止または廃止承認通知書を補助事業者に通知をしましたか。この行政手続をされたかどうか教えてください。

○産業課長（日髙泰明君）

議員御質問のところでございますが、規定に基づき予見されるようなことでありましても、町民の方に誤解を与えることもあります、与えるようなところがありますので、ここにつきましても答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

よく係争案件ということで出てくるんですが、私が尋ねているのは、法治国家であり、法治、法によって治められるんですよね、この行政事務に関しても。そして、正しい、その法に基づいた行政事務が執行されているかの確認なんです。これは、事実は事実として、これが仮にですね、どこで話そうが事実はどこに行っても変わらないので、そこで不利益を被るようなことは町側はないはずです。事実です、事実を教えてください、行政事務の。お願いします。

○町長（武廣勇平君）

自治法第121条に、我々は出席義務を負って答弁はしております。ただし、説明義務まで明示はございません。先ほどの御質疑に対してのお答えは担当課長が申し上げたとおりでございます。

○２番（大川徹也君）

今、町長の発言、答弁は理解がちょっとできなかったので、もう一度お願いしてもいいですか。

○町長（武廣勇平君）

答弁をしているということを申したいということです。係争中の案件につき答弁を差し控えなきゃいけない、そういう理由を先ほど担当課長は述べたというふうに理解していただきたいと思います。

○２番（大川徹也君）

町長は係争中とありましたが、係争中ではなく、係争案件に発展する可能性のある事案、事件ということですよね。

もしね、この、今執行部が使っているロジック、論理を、あまりに重きを置くと、少なくない事案でこのような答弁が繰り返され、私たち議会議員の義務である行政執行手続、行政事務が適切に、適正に行われているかというチェックをすることができないんですよね。その大きな、何というんでしょうか、三権分立というんでしょうか、権利、力のお互いの牽制

であり、それによって保つバランスというのができなくなってくるんではないですか。私は、ここは誠実に答えていただきたい。隠す必要がないですよね、事実に関しては。やったことはやった、やっていないことはやっていない、それはどこに行っても変わらないですから。

そして、質問を別の視点からしていきます。

平成30年第３回定例会の中でですね、一般質問です、同僚議員の一般質問において、現産業課長はこのような質疑応答に対応しておられます。告訴の受理についてなんですが、まず、この告訴の受理、不受理について、私、幾度となくこの一般質問の場でさせていただきましたが、その明確な回答がいまだにあっておりません。一番最後の、最新の情報は、昨年の12月議会において、告訴代理人である弁護士のほうにまだ捜査中という報告が警察署よりあっておりますと。それが10月の時点でということでございました。あれから１年たちます。もう丸３年を迎えようとしています。そして、実際、告訴されようと、告訴はまだされていないですよね、警察が受理していなかったなら。告訴されようとしている団体の方々が警察署に提出した書類は既に戻ってきています。何かあったと推測ができます。

そして、産業課長、ここで同僚、先ほど申し上げました平成30年第３回９月定例会一般質問の中で、答弁の中で、「その捜査の内容としまして」云々と。「告訴の受理には至っていないというふうな状況です。」と答弁をしてあります。私にも答弁を下さい。告訴を受理されているかどうか、お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところでございますが、前回、私の答弁と一緒でございます。この案件につきましては答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

産業課長、産業課長の言われる、言われていることは字面として、言葉として分かるんですけれども、では、当時の、先ほど申し上げました当時の一般質問に、「告訴の受理には至っていない」というふうに答弁をして、今その答弁が私に対して、私というよりも、これは町民ですね、に対してそれすらも言えない理由は何ですか。理由を教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところにつきましては、私が答弁しました内容で、遡るところで再度答弁申し上げるところでございまして、同じ内容でございます。当時と現状は違っておりまして、現状のところについてはこういった対応を町のほうで適宜取らせていく、取っていくところで、弁護士、専門家を交えて協議をしているところでございます。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

当時と状況が変わったということで言われますが、平成30年９月の話ですよね。そして、

全協を開いて法律専門家へ相談を始めるという正式な決定が平成29年８月ですよね。もうそのときには係争案件になる可能性があるという話でしたよね。そして、それから数か月たった平成30年９月の定例会での答弁と、そして、今の答弁に違いがあるというのはね、正直おかしいんじゃないかと思います。戦略は変わったのかもしれません、戦略は、町と、執行部側としての。しかし、行政事務手続等は不変の真理ですよね、何があっても変わらないですよね。やるべきことはやる、その法律に従ってやらなくてはならないし、そこだけですよね、そこだけですよねというか。そういう状況が変わったというのは、何も状況は変わっていないんですよ。理解ができません。

話を少し変えます。

これは町と、町が相談をしている県ですね、当時の話です。平成29年７月に大字堤地区の区長さんたちをはじめとする有志一同の皆さんがこの件について違法性があるとして自分たちなりに証明された。その証明書を町のほうに提出されたのが一応正式的な最初の形となっているようですけれども、そのときに既に県に説明を、相談をされてありますよね、町側は。そのときに県は、先ほども申しましたように、これは議事録からの、産業課長の答弁にあったように、趣旨的なことは行っているんじゃないか、この当該団体が。ということで、かなりちゅうちょされてありましたよね。そして、県のほうは、総会を早急に開くようにという、そのような御提案、もしくは御指示とかも話合いの中であったんじゃないんですか。

そして、７月、実際に総会が開かれていますね。そして、この総会に町側、町側の執行部側からも出席をさせてほしいということで、町側からも職員が来ましたね。しかし、当時の担当課長は、これは外されていますね、そこに行くのを。そして、代わりに同じ課の別の職員さんが行っておられますね。しかし、この会は直接関係のない、関係者以外の方も参加され、大混乱となり、これは流会となっております。これはどうして、町側、一緒に関わっていたにもかかわらずですね、その後、この総会について開かれなかった、その理由についても教えてください。

○町長（武廣勇平君）

事実の認識が随分と違いますが、過去の経緯、あるいは議事を基にして現状の認識を問いただす質問は、その現状の認識を、町としての認識を基に係争に影響を与える可能性があり、係争に係る案件とみなし、一切の答弁を控えさせていただきます。

○２番（大川徹也君）

次はですね、上峰町自体が行う補助金等交付規則について質問いたします。

先ほどの分は多面的機能支払補助金交付要綱でした。その大本になるというか、大きなそれを支える法律等の一部であるこの規則について質問をします。

上峰町補助金等交付規則、第５条ですが、補助金等の交付の条件というのがあります。(3)に「補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。」

とあります。

まずですが、この当該団体は、この事業の中止、また廃止、どちらかをされていますけれども、町長の承認は受けていますか。

○産業課長（日髙泰明君）

前回私が申し上げました答弁のとおりでございます。規定に基づき予見されるようなことにつきましても、表現により町民の方に誤解を与えるようなところがありますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○２番（大川徹也君）

この行政手続等についてもですね、そのような不明朗、不透明な答弁を係争案件に発展する可能性があるという理由だけでするのは、そういう答弁をするのは、本当に議会のチェック機能が働きませんね。

そして、よく産業課長も町長も弁護士と相談した上でということがあるんですけれども、従来、この行政事務に関しては本当に多くの知識が必要となるものであるということ、私もよく分かってきましたし、皆さん方はそれは言わずもがなと思いますが、弁護士さんはいろんな法律的なことも詳しく御存じかもしれませんけれども、この行政事務手続において、一番、本当に詳しいのは上部団体というか、県であり、国、この法律をつくったところというふうに私は役場のＯＢの方から聞いたことがあります。

この案件を進めるに当たって、県や国に対して、弁護士さんではなく、どのように進めていったらいいかなどの御指導を積極的に受け、そのとおりにされていますか。質問です。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねのこの案件というのが何を差すのかちょっと不明ですが、県、国に様々な事案において、法律の読み方、あるいは条例の読み方について解釈をいただくことはございます。

○２番（大川徹也君）

私は今回の、この事案が何かよく分かりませんがという、町長、今答弁しましたけれども、私、一般質問通告書にこの件以外書いていないんですよね。だから、何の件についてか分からないという答弁は、私は逆に理解が及びません。この農地・水・環境保全活動協議会の不正受給に、不正受給と疑われる、不正受給と私は思っていませんが、不正受給と疑われるこの事件についてです。

そして、今回、私が今質問をしたのは、昨日の同僚議員の質問にもありましたように、既に、まず最初に返還された、28年度に返還されたこの農地・水の件で四百数十万円、800千円ほどでしたでしょうか、四百数十万円の返還様式の中に、当該団体より、もし本当に賠償するならば、当該団体よりそれを受けて、それを返還しなければならないというふうに規定で、規則であると。そして、町側は、あたかも当該団体より返金額を徴収したかのように

装って県のほうに返還をした。もしですね、県の、もしくは国の指導をちゃんと仰いで、その手順どおりにやっていたら、このような手続的な矛盾、不明朗な点というのは出てこなかったんじゃないかと私は思います。弁護士さん弁護士さんと、口を開けばこの件に関しては弁護士さん。でもね、でもですね、弁護士さんはいろんな人を弁護できる、弁護するんです。本当にこの行政に関して法律的なことをやはり第一義的に確認するのは県であり、国じゃないんでしょうか。

もう一度伺います。県や国にこの件について相談され、そして、その御助言などに沿って、そして、このことを進めてきましたか。

○町長（武廣勇平君）

事業実績報告書の記載についてのお尋ねだったというふうに思います。

昨日の質疑にもございました活動組織からの返還額、国費、県費返還、これについては見込みを計上するということで先日の質疑の中で整理させていただいたと思います。

その後、返還のお願いが参りまして、本町としては、その返還をしなければ佐賀県全体、堤地区だけでなく、上峰町、佐賀県全体にわたる影響を鑑み、その影響を低下させる、あるいは影響を与えないために最大限合理的な判断をしたと。そのことは違法性は全くございません。

もちろん、要領に則っていないということでありますが、これは法令外の要領という形でありますので、適正に今後どうしたらよいかということを検討していくべき話だというふうに理解しております。

そういう意味では、我々の判断は常に法律家に適宜お伺いをしながら、時々で合理的に判断しているということをお伝え申し添えます。

○２番（大川徹也君）

今、町長の答弁は、先日、同僚議員との質疑応答の中で私も聞き、そのことについては覚えております。

私はそこで問題だと感じているのは、早くお金を、返還命令が出たから、もちろん規定の中に何日以内に返さなければ、返納しなければならないというのがありますから、もちろん普通に守るだけの話でしょうが、それをしないと県のほうに御迷惑がかかると。それは当然のことでしょうね。ただ問題は、この件について町執行部が正しい手続を取らずに進めてきたことでそうなっているんです。つまり、急ぎ過ぎているんです。必要な手続を飛ばしているんですよね。実際にそうじゃないですか。これは当該団体はもう関係なく話がずっと進んでいますよね。実際にその団体に対する不交付の決定であったり、その他必要な書類などは実施、交付などは、通知などは実施されていませんよね。そして、この団体の存在を、存在がないということで実績も当然発生しないということで交付をしていませんけれども、そのような法的な根拠も本当にどこにあるのか不明なんです。本当に争う点、争うというか、不

明で、ちゃんと説明を求めるべき点が少なくないんです。だから、これは係争案件に発展する可能性はあるかもしれませんけど、ないかもしれないんです。そのときに、じゃ、彼らはどこでそういう弁明の場、名誉を回復するのか、私は議会しかないんじゃないかと思って今発言をしています。

あと、予算に関わることです、予算と執行。弁護士費用というのが多分３月になるんですか、２月になるか分かりませんけど、次の議会で来年度の骨格予算とかも出るんでしょう。この案件、分かりますね、この案件、今私が質問しているこの案件についてどうなっているかも分からずに弁護士費用を上げられても、私たちは議会議員として判断することもできないですから、受理、不受理、もしくは何かしら、今の現状を議会に、また町民に教えてください。それは何も不利にならないと思いますよ。

○町長（武廣勇平君）

先ほど来から行政手続の話というお尋ねがあっておりましたので、まず、その点について触れます。

虚偽公文書作成の罪というのは、その公文書の作成の権限のある人が事実と反すると知りながらその公文書を作成するということでございまして、実績報告書については見込額を書くのは合理的に理解できます。その後に返還を本町から先に行ったということについても御理解をいただけるものだというふうに思っております。法令に反するものじゃありません。

要領に則っていないという御指摘についてはそのとおりだというふうに思いますので、その点についてはどうすべきかということをこれまた適宜判断する状況に今ございます。

お尋ねの案件については、係争に係る案件ですので、答弁を控えます。

ただ、１つ申し上げたいのは、私たちは常に町の利益を第一に考えており、適宜法律家の御意見も踏まえて対応していることだけはしっかりと申し添えさせていただきたいと思います。

○２番（大川徹也君）

今、町長の答弁にありました、町の利益をまず第一に考えてのことであると発言がありました。この案件について町の利益というのは何だと思っているか、教えていただけますか。

○町長（武廣勇平君）

繰り返し申しますが、係争に係る案件ですので答弁を控えます。

町の利益について、常に最大限考えているということだけ申し添えます。

○２番（大川徹也君）

その町の利益を話すことがどういった不利益を被るのか、私には到底理解ができません。それは純粋に、武廣町長、あなたや、これに関わる執行部の皆さんがどういう町の利益と、このように、この案件が発生してから、このような必要な手順を踏まずに、丁寧でない手順、飛躍した手順、このように急いで結論に向かって走って、そこに町の利益が、何があるのか、

それを知りたいです。それを教えてください。

○町長（武廣勇平君）

先ほどお答え申したとおりでございます。

○２番（大川徹也君）

私の見る視点が違いますから、それぞれ思うところはそれぞれにあるでしょうが、町の利益は一個もないと思います、この件に関しては。実際に県はこの件について趣旨、大まかなところの趣旨は行っているから、いわゆる町のそのような厳しい対応について賛成をしている立場じゃなかったんじゃないですか。議会答弁を見てもそう取れますし、私が県のほうに実際ヒアリングに行きましたけれども、担当職員のほうからはそのような発言の感触を得ています。

誰がこれで得をするんでしょうか。お金に不正があったんですか、収支に。部分的にある地区の方が何かしら、数万円分ぐらいと聞いていますけれども、何かそのような形で経理に、何というんでしょうか、不明朗な点があったというのは聞いておりますが、しかし、今回警察が入って捜査をして、そして、県のほうにも書類を提出している中で、これがそれほど大事やったのかということですね。私は不適切な部分を肯定するつもりはもちろんありませんけれども、それはそれで正していく、何かしらペナルティーがある場合もあるでしょう。しかし、この組織そのものをなかったかのごとく取り扱い、だまされてきたというような表現をし、それが議会だよりやメディアを通じて世間に広まってしまい、当該団体やその御家族の方々、そして、当町においても、誰がメリットを受けるんでしょうか。そして、実際にお金も返してしまいました。私たちがいただいて、上峰町がいただいて使ってしまったお金を返してしまったんです。そしたら、じゃ、このお金をどうするんですかということになりますよね。誰が得するんですか。

町長、これは係争案件とは別で、町の利益を第一にということで、それが何か教えてください。

○町長（武廣勇平君）

議員の度々の御下問でございますが、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

○２番（大川徹也君）

それでは、行政手続の話にちょっと戻ります。

これに関して、県に返した分については当該団体より徴収を受け、そして返納するという形になっていますが、その手続、順番を踏まずに町が立て替えて出している形ですよね。先ほど申し上げました当該団体が返還したごとくのように装い、町が町のお金で返還しています。これをどうするんですか、このお金。

○町長（武廣勇平君）

私どもの認識と事実の認識が全く違いますので、先ほどから繰り返して申し上げておりま

すが、実績報告については活動組織からの返還額、また、国、県への返還額というのも見込みで両方とも記載しております、備考上は。実績報告を上げた段階ではそういう予定だったということでありますが、返還に応じる期日、また、影響の大きさを鑑みて、我々としては町から返還することを説明し、議決を経て、返したという経緯がございます。そして、その行為は合理的で、かつ法令に反するものではないと。

要領に則っていないという御指摘はごもっともでありますので、現在その対応について検討しているということでございます。

以上です。

○２番（大川徹也君）

今回の事件について、大きく流れを改めて申し上げます。申し上げさせていただきます。

平成29年７月ですけれども、大字堤地区区長さんたちをはじめ、有志一同の皆さんが町長に対して、大字堤地区農地・水・環境保全活動協議会の活動に違法性があるとして書面を、証明書、自分たちでお作りになった証明書を提出し、町長はそれを受理しています。

そして、８月に、町では何が問題か分からないと告訴状も作れないということで、これは法律専門家へ相談をすべきではないかということで８月に全協を開き、法律専門家と契約するための予算の説明をしました。

そして、９月定例議会の補正予算において弁護士委託費が計上され、それが議決されています。

そして、実際に、12月記者会見で町長は、当該団体を、この協議会を名乗る架空の組織で存在は認めない。ずっとだまされてきた形だ、詐欺罪で告訴するとメディア、記者会見で発表しています。

そして、実際、平成30年１月９日、同協議会、会計を除く役員３名を鳥栖警察署に告訴状を提出しました。しかし、告訴状は昨年、令和元年10月時点ではまだ受理されていないことがこの議会の答弁の中では確認をされています。

そして、令和元年10月には、さきに返した四百数十万円の被害額、被害額と呼べるものかどうか分かりません。被害と思われる額を、あとの５か年分に遡った合計千六百数十万円と確認しておりますが、それを10月に県へ返還をしています。

そして、令和２年２月には、求償権を使い、この求償、当該団体へ求償すると、そして２月末に送付予定と、通告するというふうな答弁があっております。

このような流れで、平成29年の７月からすると、もう３年以上がたっていますよね。そして、今までの定例議会の中でも、平成30年第１回定例会一般質問の中でも同僚議員はこの件について早く、やはり早く解決しなくちゃならないものだということは言うまでもないと思いますと。やはりこういった問題、できるだけ早く解決しなくてはならない、和解も含めてだと思いますが、やはり私だけでなく、私が知り得る町民の皆さんだけでなく、やっぱり同

僚議員も同じように思っています。

ですから、町はこの事件に対して真摯に、真摯に対応してほしいと思います。つまり、自分たちの言い分だけでなく、やはり活動協議会が今回なおざりにされていますので、そういう話合いが全くなかったわけじゃないと思いますよ。ただ、不十分と思います。そして、県からの御指導も実際あっていたわけですから、県はこのように、産業課長の答弁の中にもあったように、趣旨的な大まかなところをやっていたんじゃないかという御認識を持っておられたようですから、このように事を荒立てたいという気持ちはなかったような感じを受けますよ。

そして、今回、町長がこの事件についての交付金の取消し等、補助金に対する手順について、この要綱を守っていなかったということについて述べたのは私は評価しています。どうぞこの件に関しては、改めて言いますけれども、真摯に、あまり具体的に言うと本当にこれは問題になるかもしれないのであれなんですけど、町側の行政事務手続において大きなミスとか深い問題もあります、あると伺っていますので、お互いにやはり非は非として認めて、なるべく本当に正しくあるべき姿で解決していただくように要望します。そして、今回の事件の進め方は明らかに行き過ぎた行政対応だと思っています。今の上峰町の政治が恐ろしいと言われても仕方がありません。

どうぞ町長には、今日答弁してくれた内容をよく鑑みて、そして、この事件の対応に当たっていただきたいと思います。

私の質問と要望はこれで終わりますが、最後に私が出した要望に対して、町長が思うところを最後に述べていただけますか。

○町長（武廣勇平君）

一つ何か先ほどおっしゃられました行政手続に、我々に間違いがあるというようなところを認めたという発言は、私はそういう認識を持っておりません。今回の事業実績報告において記載されている備考欄は見込額を、県費返還額、活動組織からの返還額、双方とも見込額を記したものだということでございます。その時点ではそういう見込みであったが、返還がされるに当たって、返還を求められるに当たって、町としてまさに議決を経て町で返還をする、それにはそれ相応の理由があり、影響の大きさを考えて合理的に判断したものでございます。

よって、要領に則っていないという御指摘はごもっともでありますが、法令上の違反はございません。その点は確認させていただきたい。

要領に載っていないからその実績報告書を書き直す必要があるのかという視点で考えれば、現在のところ見込みを計上している以上はですね、その必要性もないのかもしれません。要領に沿っていないという御指摘をいただいた昨日の議論については真摯に受け止めておりますけれども、先ほど言われました誤りがあった、間違いがあったということを言っているわ

けではないことを強調しておきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（発言する者あり）もう一回。

○２番（大川徹也君）

町長の答弁は分かりました。

私がもう一つ先ほどの質問で、要望でお願いしたかったのは、これは係争になるかどうか分からないですね。今後の進め方というのは本当に町の対応次第です。町の対応次第です。私は今回の事件はその手順において法律的な手順を含めた、また道義的な意味を含めたその手順において不十分な、全く不十分だったと思います。

ですから、こういったことを鑑み、改めてよくこの事件について精査して、そして、上峰町にとって本当の利益となる、そういう方向でこの事件を、問題解決を進めていただきたい、それを町長に最後にお願いをします。それに対して町長は、町長の言葉をいただきたいです。

○町長（武廣勇平君）

現状の認識、そして、今後のことにつきましては、係争に係る案件ということで答弁を差し控えておりますが、１つだけ申し上げたいのは、町民の、あるいは町の利益を第一に常に適宜法律家と相談しながら進めているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時20分まで休憩いたします。休憩。

午前11時５分　休憩

午前11時20分　再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

議案審議を再開いたします。

日程第２　議案第60号

○議長（中山五雄君）

日程第２．議案審議。

議案第60号　上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結いたします。

日程第３　議案第61号

○議長（中山五雄君）

日程第３．議案審議。

議案第61号　上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第61号の質疑を終結いたします。

日程第４　議案第62号

○議長（中山五雄君）

日程第４．議案審議。

議案第62号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第６号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○３番（原　直弘君）

予算説明書のページ６ページでございます。

上段枠、18．繰入金、項の１．基金繰入金、目の１．財政調整基金繰入金についてお尋ねしたいと思います。

今回、財政課長のほうから補足説明で、財政調整基金の状況について説明があっております。この中で、今後のコロナ感染症の動向や災害発生等の備えを継続するためには、これまでのように不足財源の補塡的な役割との両立は非常に困難な水準であると認識しているということでの説明があっております。

この言葉からすると、大変、課長のほうは、非常に財政調整基金の残高に対する危機感を持たれているかなということで思いましたが、今回この予算では、財政調整基金が減額になっていないばかりか、その基金からの繰入れされている状況となっていますので、課長の思いが矛盾している点がこの予算には反映されているので、その点の説明をお伺いしたいと思います。

○財政課長（坂井忠明君）

財政調整基金に関する御質問でございます。

補足説明の折に申し上げましたが、平成27年度、財政調整基金の残高につきましてが643,000千円ほどございます。現在のところ、このまま予算書上の数字で推移したといたしますと273,000千円ということで、約半減するという数字上のことをまず申し上げておりま

す。

また、当然コロナの先行きといいますものがまだ不透明ということで、さらなる財政支出が必要な分ということも考えられます。当然、国のほうでも、新たな補正予算によりまして一定の財政支援のほうを考えられておられるようではございますが、何分、現在の273,000千円という状況を勘案いたしますとですね、今後の財政支出等鑑みまして非常に厳しいという認識を申し上げたつもりでございます。

また、併せて申し上げたかと思いますが、３億円をちょっと切るレベルということになりますと、私どもの標準財政規模から申しますと10分の１程度に下がってまいります。大体、県内の10町ですね、市を除く10町の単純な平均でいきますと、標準財政規模の大体30％程度をキープをされております。もちろんコロナによる影響前の数字、平成30年度末で大体約３割が平均的な数字となっておりますので、本町にちょっと換算いたしますと８億弱というようなところが県内の標準的な水準というところもありますので、その意味で、このままではちょっと厳しいというような認識を申し上げたということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○３番（原　直弘君）

もう一つがですね、今回９月の補正予算で計上されているコロナ感染症対策補助金があったと思うんですけど、240,000千円程度ですね。それは全てふるさと寄附金が充てられていたので、今回それに伴って、補足説明ではふるさと寄附金の基金繰入金を減額という予算になっていますけど、実際５月の補正予算で同じようなコロナ感染症対策事業補助金が160,000千円程度上げられているんですよね。その中の財源は全て財政調整基金ということでありましたので、今回そういう財政課長の非常に危機感を持たれている状況からしてですね、実際ふるさと寄附金基金の減額と同時に、当然、財政調整基金の減額があってしかるべきかなということでお尋ねしているものですから、その点についてお伺いしたいと思います。

○財政課長（坂井忠明君）

今回、国のほうで地方創生の交付金ですね、そちらのほうのコロナ対策ということで交付された分が約190,000千円ほど参りました。その分につきましては、当該計画をうちのほうの創生室のほうで担当されておりまして、そちらのほうで192,000千円ですかね、約190,000千円につきましては全額、経済対策のほうに充てるというような方針が出されておりますので、それに従ったということでございます。

以上でございます。

○３番（原　直弘君）

それで、ちょっと５月の臨時議会の補正予算の際に、実際その予算の説明の中で、今回、緊急措置ということで財政調整基金をコロナ感染症対策に充てると。そして、その後の説明

で、すぐ、国の財政支援対策があった場合には財源の組み替えを想定しているという発言があったもので、これからすると、実際そのときそういう説明を含めての予算可決ということを思ったわけですよね。そう考えると、やっぱりふるさと寄附金基金の減額とともに、その危機感を持たれているならば、当然、財政調整基金の繰入金にも勘案して、ある程度、比率的にでもいいですけど、当然するべきじゃなかったのかなということでお尋ねいたします。

○財政課長（坂井忠明君）

お答えいたします。

５月ですかね、臨時議会の際に、私、確かにそういうふうに申し上げましたが、国のほうへの地方創生の臨時交付金ですかね、そちらのほうの計画のほうを優先したということでございまして、当然、財政課といたしましては、財政調整基金の復旧といいますかですね、そちらのほうをもくろんどったわけですが、そういうふうにはならなかったということでございます。

以上でございます。

○３番（原　直弘君）

そしたら、財政課長のほうでは、そういった財政調整基金のほうにも減額というかですね、そういうふうな提案をして、最終的にはふるさと納税、寄附金基金のほうの減額となったこの予算ということで理解してよろしいですか。

○財政課長（坂井忠明君）

全般的に言えば、おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第５　議案第63号

○議長（中山五雄君）

日程第５．議案審議。

議案第63号　令和２年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

日程第６　議案第64号

○議長（中山五雄君）

日程第６．議案審議。

議案第64号　令和２年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結いたします。

日程第７　議案第65号

○議長（中山五雄君）

日程第７．議案審議。

議案第65号　令和２年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第65号の質疑を終結いたします。

日程第８　議案第66号

○議長（中山五雄君）

日程第８．議案審議。

議案第66号　負担付き寄附にかかる財産の受納について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○４番（吉田　豊君）

受納の寄附の条件の骨子として３項目挙げてありますが、なるだけ早く事業に着手するようにというふうに私は受け取ったわけですが、その面からですね、この所有権移転の登記を、多分、属託登記で主管課がなされると思うんですが、大体、登記完了をいつぐらいに予定されておるのか、お尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。登記完了がどれぐらいになるかということなんですけれども、仮にちょっと議決をいただいた場合は、登記の原因日は議決日という形になります。で、その後、おっしゃられるように属託登記の申請行為を行っていくということになります。必要な書類等につきましても寄附者のほうから一定程度取り寄せなきゃいけませんので、通常２週間ぐらいはかかるんじゃないのかなとは思っておりますが、年末というのがですね、法務局、非常に混みます。ですので、ちょっと法務局次第なところもありますけれども、そういう状況で、一応の目安としてはそれぐらいをちょっと目途としているようなところではございますけれども、ちょっと込み具合によるかなというようなところで御理解いただければと

いうふうに思っております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○６番（原田　希君）

今の関連ですけど、一旦寄附を受けて町の名義に変えると。その後、合同会社に出資をするという流れになると思うんですが、登記をされている間に合同会社を設立されて、そこから出資というイメージを持っていますが、その流れでよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちら、会社形態が合同会社という形になりますので、こちら、会社法のほうの趣旨にのっとってやっていくべき必要になってまいります。一旦、町の財産として所有権移転を行う、ここは正解でございます。その後に、じゃ、その時点で設立になるかということなんですけれども、実際、町のほうに所有権を移している作業の中でも、かねてから申し上げているように準備会のほうで設立の準備というのを進めてまいります。そしてまた、出資行為を行って、その出資行為を基に、今度は合同会社設立の登記というものを行います。これは不動産登記のほうではなくて商業登記のほうになりますので、そこの登記をもって設立という形になるだろうというふうに考えております。

以上です。

○６番（原田　希君）

そうなると、ちょっと12月中の合同会社設立というイメージを、一般質問の中でもお話しさせていただいたんですけど、なかなか時間的にも難しいかなという気もするんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

とはいえ、一応目標として12月頃ということで、一応、頃というふうにはしております。12月頃というふうにはしておりますので、そちらのほうに向けて、私どもとしては粛々と事務を進めていくという形で御理解頂戴できればというふうに思っております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○７番（吉富　隆君）

ただいま同僚議員の関連の先のことになると思いますが、合同会社を設立をするのが12月には若干遅れる可能性があるということでございますが、私たちの議会に昨日上程をされて、こんな大きな問題をですね、この議会でイエスかノーか、賛成か反対かという議論には時間が足りな過ぎると僕は思います。

なぜならば、合同会社ができてしまったら、議会はここで意見のする場所がないんですよ。大枠何をするのか、ある程度ざらっと出てきています。そうでしょう。そうすると、あとは合同会社でという答弁ばかりやったですよね。そうでしょう。そこにはですね、今、私はこう思うんですが、合同会社って――出資をするという話でございますが、合同会社が――全協の中でやったかなと思いますが、そこが金融機関から金を借り入れるというお話がありました。これは誰か保証人がなかと金融機関は貸さんじゃなかろうか、普通の民間会社になりますので。町がそれを――保証人という言葉を使わせていただきますが、そういうことになると、町の負担金というのが大きく影響してくるであろうと、そこら辺についてお尋ねをしたいんですが、何をするのかも見えてこない、本当に。僕はこの案件につきましては行政が軸であろうというふうに思っております。

町は不動産提供だけというお話でございますが、今、同僚議員に対して説明があったとおり、それはそれとしていいんではなかろうかと思いますよ。しかし、最終的には不動産はですね、上程したらもう町から消えるわけですよ、名義変更されるので、合同会社に。そうでしょう。もうそういったもろもろがあって、本当に町の負担金というのがここで必ずや出てくるであろうと思います。だから、町の財政というのを物すごく僕は思ってきております。同僚議員もそういったお話はされております中で、やっぱり大きな問題、町のこけんに関わるような大きな事案についてですよ、昨日上程して、11日、討論・採決で決めなきゃならないと。これはちょっと難しいんですよ。僕はそう思いますね。

もっともっと議会と行政がきちっとしたお話をしていただいておれば、こんなことは起きない。あまりにも行政はアクセルを踏み過ぎているんじゃなかろうかというふうに思います。やっぱりどこかでブレーキ踏むことも必要だろうと思っております。しかし、そういった事案である中でですね、本当に何をするのかと、どういう事業展開になっていくのかと、この議会で質問をしておかないと、合同会社ができたら行政と合同会社の話にしかならないんですよね。僕はそう思います。そうすると、やっぱり議会の立場というのはもうなくなっちゃいますよ。

そういったことを考えると、この議会でこの問題を解決するというのは不可能ではなかろうかと、それだけ大きい事案だと僕は思っています。何とかこの問題については、なかなか難しい問題とはいえども、方法論として若干これを延ばすことはできないだろうかと、僕一人思っていました。議会の流れは難しいよ、それは。私はそう思うんですよ。やっぱり議員の皆さんもそう思っておられると思いますよ。行政は何と何とするということはもう分かっているはずなんですよ。そして、どれだけ財政から負担金を出さなきゃならないのか。不動産だけでいいのかというのは大きな疑問なんですね。

何でこう嫌われるようなことを申し上げるかというと、これは失敗が絶対許されない案件なんですよ。これはやっぱり、これを反対するというようなことは、まず僕は思っていませ

ん。しかし、責任が議会にも伴うんですよ、これは。こんな財政――今、同僚議員が質問されて、財政課長の答弁では財政厳しいですよという中で大きな負担をしなきゃならないということになれば大変なことなんですね。中身見えないですよ、我々まだ。

昨日の話の中でもちょろっと出ていましたが、例えば、プールを造るとか、武道館を造るとか、体育館を造るとかというお話は聞いています。それに伴って道の駅の話も出ていました。具体的にどういうふうな形でするのかということは、議会の人たちは分かっていないだろうと僕は思います。知った人がおられるかも分かりませんが、いろいろなこの中心市街地の問題についてはですね、行政はどんどん宣伝していますよ。どんどんしている。で、姿図を町民の皆さんが見たときに、ああ、このような形でなるんだろうというのが町民の声なんですよ、これ。あくまでも想像図ということで言われるかも分かりませんが、これは慎重にもう少し時間をかけて議論すべきだろうと思います。行政のお考えはいかがでしょうか。これはぜひお願いしたい、議論の場を。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○町長（武廣勇平君）

議論の場が今であります。ここで負担付き寄附をお願いして、様々な質疑を受け、それに答えていくということです。

この事案については、かねてから申し上げておりますように、ＬＡＢＶという形で進めさせていただくということに決めてお伝えをしたところであります。そういう意味で言いますと、合同会社の設立前にこの負担付き寄附をいただくということが前提となるわけでありまして、この寄附の受納を受けなければですね、合同会社の設立は立ち行かなくなるわけでございます。その後に設計等が上がってくると、会社のほうで議論が行われまして設計が上がってくると、そういう順番でありますので、その設計の絵がなければこれを認められないという御指摘だと思いますけれども、寄附の受納は認められないという御指摘であれば、永遠に中心市街地の再開発はできないということと等しいと思いますので、やり方を変える、公設で建てるというイメージなのか、その点のところがですね、議員の御主張がちょっと分かりませんけれども、我々としましてはＬＡＢＶ方式でこの中心市街地再開発を考えていきたいと思ってございますので、この負担付き寄附にかかる財産の受納についての審議に真摯に向き合っていただければというふうに思います。

○７番（吉富　隆君）

昨日提案された中で条件付きになっていますよね。厳しいですよ、この条件は。厳しい。もう合同会社をすぐつくりなさいよということなんですよね、ＬＡＢＶで。そういうことなんですよ。

それとですね、議会の議決を要すると。あとの文言は厳しい文言になっていますよ。これ

を昨日上程してですよ、11日の討論・採決で賛成か反対かというのを議会が示さなきゃならない。本当にそれでいいのかと。町のそうけんに関わる大きな事案ですよ、これは。最初から僕は言い続けてきました。

そこら辺についてですね、本当に、何と何を、こういう事業をやっていきたい、それにはこれだけのお金がかかりますよ、そういうことを含めますと非常に難しい。これ条件厳しいですよ、本当に。

僕が思うのにね、やっぱり経営感覚というのを申し述べてきました、一般質問で。まさしくそれを考えたときに本当に成り立つんだろうかと。それで、コロナ問題で不景気になりますよ、個人消費が落ちますから。そういったことも勘案したところでですよ、できれば若干の期間を延ばしていただいて議論の場をつくっていただければなというのが僕の気持ちであります。決してこの問題に反対をしているということじゃございません。私もどっちかというと、性格的に冒険するのは好きなんですよ。それを汗を流してやり遂げることに快感があるんですよね。しかし、あまりにも、議会に説明があっていないもん。あったんでしょうか、なかでしょう。何をするのか、どれだけのお金がかかるのかですね。一番軸に僕はそこを思います。合同会社設立をしなさい。これは当然、賛否両論あるとしながらも、議会は議決して通りますから。そうしたらですね、意見は、合同会社と行政側の50%ずつの意見はできるよというお話であったので、じゃ、議会はそれから先どがんなっかいということになるであろうと僕は思いますよ。いや、議会は知らん顔というわけにはいかないんですよ。

今チェックをきちっとした形で議会はやっておかないと、やっぱり町民の皆さんから、議会何しよっかいと、今でも言われていますから、本当に。だから、よほどこれは行政側ときちっとした形を取って協議を重ねていくべきであろうと僕は思うですよ、町長さん。大きな問題ですもんね。大きな問題を町の活性化のためにやろうとしておられる行政の方に申し訳ないけれども、それに僕は反対する気持ちはございません。いろいろな、この20年スパンというお話もあったんですが、例えば、イオンさんからこれを議会通して不動産をいただく。間もなくすぐ合同会社に名義変更されます。これから先が難しいと思っています。６万3,700平米、金に換算して幾らか。そうしないとね、資本金出てこないから。恐らく法人化になるだろうと思います。

一番山場でございます、これは。もっともっと中身を議会が知って、これは町長どがんなっかいと、これはどういうふうに考えとっかいと、今しか言えないでしょう。合同会社をつくったら我々の発言権なくなっちゃいますから。僕はそう思います。例えば、やり方はあるでしょう。議長、副議長ぐらいはそこの役員としてするとかいう方法もあるでしょう、それは。そしたら、つなぎは議会に出てきますけどね。しかし、意見を言ってもなかなか通る話でもなさそうなんですよ。それはですね、やっぱり修羅場をくぐった業者さんばかりなんですから。この人たちは一遍失敗すると倒産という形になるんですよ。行政はそれはござい

ませんもんね。そいけん、しっかりした方とのかみあい、もっともっとね、町長にお願いしたいのは、本当に心の会話やっていただかないと、なかなかこの問題については理解に苦しんでおります。昨日の今日なんですからね。大きな問題として、これは時間がなさ過ぎますよ。我々だって、こういう条件がついたとは初めてですからね、知っているのが。やっぱりいろんな方々に相談する機関も持っています、議員の皆さんは。そして、判断をされるでしょう。時間がなさ過ぎますよ。

いや、これはもっと早く上程されておれば、なかなかその、行政は行政の都合があったんでしょう。これはいかがですかね、私たちにもですね、議会にもチャンスを与えてくださいよ、勉強する時間を。いろいろお考えでしょう、議員の皆さんも。これは失敗されんけんですね、やっぱり我々も納得したところで進めていただきたいということを強くお願いをしておきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時52分　休憩

午後１時　　再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

議案の66号、ほかに質疑ありませんか。

○７番（吉富　隆君）

午前中ですね、先の見えない部分が相当あるので、勉強をさせる時間をいただけないだろうかというお願いに御回答いただきとうございますが、本当に６万3,700平米の中に何をするのか、やはり債務負担がどのくらいかかるのか、やっぱり知るべきであると同時に、合同会社の中身についてやっぱり見えない部分があるので、その勉強する時間を行政にいただけないでしょうかというお願いはしておりますので、難しい問題といえども行政の考え方をお願いしたいと。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○町長（武廣勇平君）

勉強、まさにここで審議をしながら理解を深めていくということでいえば、まさにここで

質問を受けて我々が答えるということが、まさに勉強、理解を深めることにつながると思っております。

○７番（吉富　隆君）

今、町長のほうからしっかりと協議をしていきたいということでございますが、昨日上程された案件については、11日は討論・採決でもう決まっちゃいます。そうすると、あとは議論するところがもう僕はないと思うので、そういう観点から非常に難しい問題とはいえども、時間をいただければなと。やっぱり調べる時間が欲しいですよ、昨日の今日ですから。それだけ大きな事案であるというふうに思って、僕だけかもしれませんが、位置づけをしておりますので。そういうことでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。できないならできないとはっきりと返事をしていただければいいですけど、よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申し上げたとおりでございます。

○７番（吉富　隆君）

町長のお言葉をどうのこうの言うことじゃなくて、私の考え方に対して御答弁にはなっていないだろうと思っています。町長も恐らく大きな事案というのは、やっぱり一世一代の町長としての仕事だろうと、それは理解します。しかし、議会は最高議決機関ですからね。11日にはもう討論・採決できちっと決まっちゃいますから。議論する時間が欲しい、勉強する時間が欲しいということをお願いしているわけですから、答弁にはならないじゃないかというふうに思いますので、御理解をいただきたい。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○町長（武廣勇平君）

質疑がちょっと分からなかったんですが、これは議案を撤回しろとおっしゃっているんでしょうか。ちょっと趣旨が分からないんですけれども、今、我々上程をさせていただいていて、審議の場があり、まさに理解を深めて勉強する場だと思うんです。その議案について審議をしていくということをせずに、また別の、この傍聴席とかウェブ上で議場が住民の皆様方に見られている別の場で審議をやるという御提案なのか、ちょっとよく分からないので、その点を確認したい。

○７番（吉富　隆君）

私がお願いしているのは、昨日上程されたこの66号議案の中身が見えないですね。何をするのかというのはですね、例えば、プールを造るとか、武道館とか、いろいろなことを造るということと道の駅ぐらいをやっていくというのは報告を受けていますので、ほかに恐らく

あると思うんですよ。膨大な土地なんです。６万3,700平方メートルあるんですから。その膨大な土地にですよ、どがなレイアウトで、どこに何をしてどうするのというのは見えてこないですよ。何をするかも、まだほかにもあるだろうし。

それと、合同会社がつくったときに、我々はそこで発言権なくなっちゃいますよ。だから、そこに行き着くまでに少し勉強する時間をいただけないでしょうかというお願いをしております。これは町のそうけんに関わるということを再三再四、僕はこの議会の中で使わせておりますので、そういう大きな事案であるということは、誰もがそう思ってあるでしょうし、町長にとられても、やっぱり町長をしている間に、一世一代のこれは事案なんですよ。もっと大きなことを町長はやられるかも分かりませんが、目の前に来ているのは一番大きな事案である。分かっていることは、条件付きで町にいただく土地、合同会社をつくったらそこに名義変更が、また変わります。そうでしょう。それから先が見えないんです。もう少し勉強する時間、調べる時間が取れないでしょうかということをお願いしよっとです。

○町長（武廣勇平君）

上程案を撤回する予定はございません。提案を撤回する予定はございません。（「いや、撤回とか、そういうことを僕は言っていませんので」と呼ぶ者あり）

○７番（吉富　隆君）

上程を撤回せろとかいう感覚で僕は言っているわけじゃない。やっぱり勉強する時間があまりにもないので、我々もそれなりの権限があると思うんですよ、町長さんね。そうでしょう。昨日上程して、11日に結論出さなきゃいけないじゃないですか。何を行政がやろうとしているのか、見えない部分がいっぱいあるので、やっぱりそういった議論も行政と議会もするべきであろうし、個人的にもいろいろな勉強をさせていただきたい。そのための時間をいただきたいというふうに思っています。大変難しいことですけどね。

○町長（武廣勇平君）

議事の運営は議会がまさにお決めになること。休憩の提案があれば休憩について異議がなければ多数決で合議体で決めるというのが議会です。それは私が決めるものではありません。上程議案を撤回することを求めていないのであれば、私にできることはないかと思います。

以上。

○７番（吉富　隆君）

そうすると、行政の立場から見ると、行政の長が決めるものではないと。それは確かにそのとおりかも分かりませんですね。それはやっぱり議長にお願いするよりほかにはないということなんですよね。明日一日時間があるので、議長さんに申入れでもしなさいということだろうと思うので、協議を重ねてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

吉富議員いいですか。

○７番（吉富　隆君）

はい。

○４番（吉田　豊君）

先ほど来、７番議員さんからもう少し勉強する時間が欲しいというふうな意見が出ていますが、このＬＡＢＶ方式については過去ずっと議論を重ねてきておりますし、その今までの執行部の説明を思い浮かべますと、この合同会社が設立されてから内容の検討がされるということになりますと、ここで数日間ちょっと協議したけんて、合同会社もできていないのにですよ、検討する内容が出てこないのに検討する余地は私はないと思いますので、このまま議事進行をお願いしたいと思います。

○７番（吉富　隆君）

吉田議員に僕は注文をつけておきたい。そうでしょう。僕が言っているのはですね、じゃ、吉田議員さんたち全部内容知っちゃっですか。（「審議と関係ない」と呼ぶ者あり）合同会社をつくるというのは町長から報告を受けているので分かっている。（「議長、審議、審議。議案の審議の場です」と呼ぶ者あり）うん、だから、じゃ、議案の審議の中で言いよっじゃなかですか。

僕の考え方に水を差すような意見が出ているので、それだけ大きな問題ですので、慎重審議をお願いしたいというのが僕の狙いであって。だから、行政のほうからは私どもが決めるところではないという回答をいただきましたので、明日時間があるので、今日終わってからでも議長さんにお願いをしたいというお願いをして終わっていましたから。中身を知らんことにはですよ、議論の場がない。合同会社ができとらんけんて、僕は冒頭申しておりますよ。合同会社ができるということで意見を言わせていただくというのは昨日も言わせてもらっています。全部見えていないから勉強する時間が欲しいて言いよっとやけんですよ。そこの辺については御理解をいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

大丈夫ですか、そのやり取りで。まさにここで議論を深めることが必要なんじゃないですか。質疑に答弁をして互いに理解を深める。この場と別に勉強する場を設けるという御趣旨がさっぱり私には分からず、会議体を別に設けることを審議する場ではない。この議案について、関連してもいいですから中心市街地についても質疑を深める、そういう有効な審議の運営を議員には求めたいと思います。

○７番（吉富　隆君）

今、町長の御意見もごもっともだろうとは思いますが、議論する時間というのは、議会とそうもうないんですよ。ないじゃないですか。当然、僕は合同会社ができるということを前提としてお話をさせていただいていますが、中身が見えないから、つくってしまってからで

はできないじゃないですかと言いよっとです。僕はできないと思っています。

昨日の町長の答弁を見ると、合同会社50％に意見の権限がある、行政に50％の権限があるということは承知をしました。議会はここで済んだんですよ。一般質問等々で聴くことはできるだろう。しかし、大きな事案だけに、町長さんは議論ばというお話ですが、12月いっぱいに恐らく合同会社はできないだろうと思うので、その間でも着々と行政は書類を進めていかれると思う。進めるんでしょう。

もともと12月には合同会社をつくるというのが予定にあったんですけれども、るるなかなか難しい問題があるようですのでね、それは理解していますよ。町長さんのほうからきちっとした形で御説明をしていただくような時間をつくっていただきたいというふうに思いますし、それを議長にまたお願いしたいというふうに思っていますので、私の質問は終わっていましたけれどもね。

○町長（武廣勇平君）

もうさっぱり分からないです、おっしゃっていることが。

ＬＡＢＶは後ほど設計が出ると、合同会社が決まって設計が出るという説明はしっかりしました。この時点では出ず、土地と建物の負担付き寄附を受けるかどうかの判断をお願いしている段階。その絵がなければこれを受けられないというお立場はよく分かりましたが、そのために勉強すればと。何の勉強をされたいのか分かりませんで、このスキーム自体を問題だと思われているのは、その御意見は丁寧に御意見としてお聞きした上で、慎重に判断をしなきゃいけないと思いますけれども、我々の提案はこのスキームで提案をさせていただいて、後ほどまた出資の議案の提案もあります。考える時間は十分その間あると思われます。よって、この負担付き寄附については審議続行していただいて、理解を深める質疑、そして答弁を繰り広げるべきだと私は思います。（「議長、先に進めてください。ほかの議員さんの意見もあるだろうし」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○２番（大川徹也君）

今回の議案第66号　負担付き寄附にかかる財産の受納について、イオン九州株式会社のほうから寄附の目的及び寄附条件の骨子ということで３点挙がっておりますが、その第１番目、「合同会社を遅滞なく設立し、事業に着手すること」とあります。

まず、この意味するところ、行政としてはこの寄附の条件の第１番目をどのように理解、認識しているか、お聞かせください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これはイオン九州株式会社、つまり、寄附者のほうからすれば会社の資産を寄附するわけですよね。ですので、その会社の資産をちゃんとこの中心市街地活性化事業という事業で

しっかり運営をしていただいて、そのためには合同会社を早く設立して、それに関してしっかりとした事業運営をやってくれというような意思表示なんだろうというふうに私どもは認識しております。

以上です。

○２番（大川徹也君）

創生室長の答弁に、もう少し深い答弁が聞きたかったところが正直なところなんですけれども、通常考えますと、建物、土地、寄附しますと。善意の寄附ということで考えると、通常その後のことについては条件等つけるわけもないと思います。「遅滞なく設立し、事業に着手すること」、このように条件をつけてあるということは、イオン九州株式会社さんは今後の中心市街地活性化事業の中で何かしらの役割を、一端を担うということでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

その辺は私どものほうとしても明確な判断というのは聞き及んでおりません。

以上です。

○２番（大川徹也君）

イオン九州株式会社が今回の中心市街地活性化事業の中で何かしらで関係を持たれるかどうか、何かしらの関係をこの後も、寄附した後も持たれるのか、それをちょっとお伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ですので、その辺に関しまして明確な判断というのは、会社としての判断というものは私どもは聞き及んでいないということでございます。

○２番（大川徹也君）

つまり、上峰町は現時点において中心市街地活性化事業の中でイオン九州株式会社が関係するということは全く認識にないという御返答でよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろいろな考え方はされるんだろうなというふうには思います。ですけど、そういった結論を何か出しているか出していないかというふうに聞かれれば、そこは明確に聞き及んでいないと、そういうことでございます。

○２番（大川徹也君）

明確に聞き及んでいないということであれば、おぼろげに聞いていることもあるかもしれないということでしょうか。いずれにせよ、イオン九州株式会社さんが携わろうが携わるまいが、それは私は大きな問題点にはならないかと、私自身は思っております。

ただ、ここにこのような寄附条件をつけられたということに対して、上峰町側が、執行部がそういう認識を持っていないと、情報や認識を持っていない、つまり、イオン九州株式会社が今度の中心市街地活性化事業に参画するというような情報も認識もないと、そういうよ

うな――何というんでしょうか、そういう浅いというか、認識でよろしいのかと。こういう大事な契約を結ぶについて、そういう理解、認識でいいのかというのが疑問だったんですね。それで今回の質問を行いました。でも、今、御答弁で認識はないと、今度の中心市街地活性化事業にイオン九州株式会社さんが関係する認識はないということで、今、御答弁をいただいたので、それでよろしいです。

○議長（中山五雄君）

答弁はありませんか。いいですかね。

○２番（大川徹也君）

はい。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○３番（原　直弘君）

今回、議案第66号が可決される前提で事業が進んでいくと思うんですよね。その間に合同会社がつくられて、着々と事業が進んでいる過程で、その町の予算が伴う案件とか、議決が必要な案件が出てくるということで、当然出てくると思うんですよね。

その中で、やっぱり町長が今日言われた、審議の場はこの議場でと言われるのは当然分かるんですけど、今までの過程、経過として、大きな案件等があったら事前に説明をするようにしていただくようにということで、議長との話合いも持たれたということで議長からも聞いておりますので、実際、今日、同僚議員が、時間がなかったからこの内容の精査ということで、そういう言われるのも分かるんですよね。今までの過程からしてある程度の具体的な内容も聞いていますけど、それ以上に聞きたかったことがあるかもしれないし。

そういった中で、やっぱりこれ以降もですよ、こういった急に議案が出されて、それを短期間のうちに審議、討論・採決までしていく状況がなかなか難しいので、議長さんとの話があったというとも私ちょっと認識しているんですけど、やっぱりそういう中では、やっぱり今からですね、その議会の、町の予算が伴う案件とか議決が必要な案件についてはですよ、できるだけ事前にそういった流れで、こういう合同会社でそういう検討とか事案が決まっていくということを、ある程度定期的とかですよ、密に報告していただければ、すんなりこの中心市街地の活性化事業の計画が進んでいくんじゃないかとは思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

先ほどは設計が上がっていないとこの審議ができないと言われたので、そういう議論はちょっと難しいということを正直に申し上げました。

今回は、私の言葉で申し上げますと無償譲渡ということを繰り返し申し上げておりまして、負担付き寄附という形での話。ここで、何かその、必要な情報というのがもし議員からいた

だければ用意はあります。例えば、地図を用意するとかいうことについてはですね。審議の場でまさに大いに議論して、一応こういう個人の所有地が、個人の所有の土地があるんじゃないかとかいう御指摘もいただいた経緯もありましたけれども、そういったことを議論できればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、今後進めていく上で、この議案審議でのやり取りよりも複雑で大がかりなもので説明が必要なものがあったら、これまでどおり全協等をこちらからお願いしていきたいと考えています。

○３番（原　直弘君）

案件自体の重要性というのはなかなか客観的に見ることはできない。主観的にしかもう分からないと思うので、そちらが、ああ、これぐらいだったらと思うのは、ほかの人にとっては、それも重要ということでちょっと判断するかもしれないので、できるだけそういう話が進む中で、こちらのほうに、議会のほうに詳細に説明していただければ、先ほど申したように、この活性化事業が円滑に進んでいくんじゃないかと思うので、それをちょっとお願いすると同時に、今ちょっと地図のことを言われたんですけど、今回そういう地図の提供、地図の提出をお願いしていただければなと思います。

その理由については、以前、協議会のほうでこういう写真、（写真を示す）航空写真のとをもらったんですけど、結構、ちょっとこう、詳細的に分からないところがあるので、その点を確認するために、今回、確定した地番がですね、寄附いただく地番が出てきておりますので、それを確認できる図面の提出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

そうですね、今見せていただいたＰＦＩの事業の範囲について示したときの資料がございます。それよりも詳細な地図を用意しておりますので、議長のお許しをいただければ議員の皆様方に、お手元にお配りさせていただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○３番（原　直弘君）

そしたら、その審議の中で間に合うような形でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

地図、準備しておりますので、よろしければ配付をさせていただければと思います、この場で。

○議長（中山五雄君）

はい。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません、ちょっとお時間を。

〔資料配付〕

○議長（中山五雄君）

原議員いいですか。

○３番（原　直弘君）

今、字図を頂きました。ちょっと確認ですけど、この西側の、今、本体の一番西側ですね。この西側のこの境界ラインは、こっちはパチンコ屋の進入道路みたいな感じで今ありますけど、この図面ではその道路は入っているか入っていないかをお尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

実際、道路法でいう道路ではないんですけれども、いわゆる管理内敷地の部分ですね。そこの道路部分につきましては、こちらの譲渡予定には入ってございません。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「いいです。分かりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○２番（大川徹也君）

先ほど来より同僚議員と町長の質疑応答の中で、議案審議の場ですから、ここで審議を尽くしましょうという趣旨の答弁があっておりますが、このＬＡＢＶ方式でいうと、合同会社が組成してからでないと基本的に何も決まらないというところというふうな、この答弁を聞いていて理解をします。そうすると、議論したくてもできないんですね、大事な部分が。

今回、土地を購入を、条件付き寄附を受けましたと。そして、その条件には合同会社をすぐ設立し、すぐに事業着手をするようにということで、これを受け入れるとその先が早いですよね。とんとんとんといって、町とその合同会社との間で、この２者によって事が進んでいくと予想されます。

これはＬＡＢＶ方式に問題が、この議案審議をするこの過程についての問題があるのか、それとも執行部の今のやり方に問題があるのか、今ここでは言えませんけれども、審議をここで尽くしてくださいと言われてもなかなか難しい。実際、同僚議員も含め、町民もこの事業について――この事業というのは中心市街地活性化事業です。この事業について心配していることは財政面です。全体の事業内容、公共的なものに関しては、以前幾つかの示しが行政側からあっているので、何らかのイメージは沸きますが、それも確定ではないと聞いていますし、商業部分については全くの不明です。しかし、商業部分でしかこれはお金を生んでいきません。事業規模、そして、短期、中期、長期の収支計画、そして、今回の建設に関わる当町の負担経費、また、合同会社が借入れをする際に当町の債務負担があるか、また、あるとしたらその負担額が幾らか、このコロナ禍において当町の将来の財政、先行きに大きな不安を残します。残しています。こういったものを本当は一番審議をしたいんですよね。で

も、この時点でできないじゃないですか。

私はこの事業が、同僚議員もおっしゃるように、この事業は何をもって失敗、何をもって成功というのは、ちょっと定義はし難いですけれども、いわゆるうまくいかなくなったときですね、実際に九州イオン九州株式会社が事業中止されたように、この経済情勢やこの運営方式、中身、いろんな要因でそういったことがあるやもしれません。もしかしたら成功するかもしれませんけれども。しかし、それは分かりませんが、その計画次第だと思っています、大きな部分は。

ですから、町長が審議を尽くしてくださいと言っても尽くせないですね。町長はどんな審議を――こういう条件で、限られた情報公開の中で、どういった審議が尽くせると思っているんですか。

○町長（武廣勇平君）

議案についての審議です。

○２番（大川徹也君）

今回の議案は、負担付き寄附にかかる財産の受納をするかどうかということが議案ということはもちろん分かります。これを可決すると、自動的にこの条件である合同会社が遅滞なく設立されます。そして、事業に着手されます。そこからスピード速いですよ、きっと。私たち議会が、一人一人議会議員が、いろいろ中でこういう問題について審議とかすることができるだろうかという心配があります。そして、同時に責任もあります。執行部だけで責任を負うものではないですよね、何かあったとき。議会も同じ責任を持っています。

ですから、これは質問という形じゃないですが、今のこういう条件下において審議を尽くしてくださいと。受けるか受けないかの審議は、その先にある、先ほど私が申し上げた疑義内容ですね。主に財政についてですが、関わってくるので――ちょっと何か討論のほうに入ってしまった感がありますけれども、町長難しいですよ。そこは御理解ください。

○議長（中山五雄君）

大川議員、質問されるときは少し絞って言ってください。幾つも出ておりますからですね、執行部の答弁のほうもかなり悩んでいるみたいですから、絞って質問をしてください。

今のに対して執行部の答弁ありますか。（「質問はなかったと思うんですけど」と呼ぶ者あり）ないですね。

大川議員、これでいいですか。（「そうですね、よろしいです」と呼ぶ者あり）

質問ありますか。（「質問はありません。先ほどの所感を申し上げたというだけでございます」と呼ぶ者あり）

いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○５番（田中静雄君）

まず１点お伺いします。

これは同僚の、今さっきもらったものですけれども、同僚の要望で出されたものですけれども、この黒い線の中が開発される区域だろうと思いますけれども、この図面でいくと、西側の駐車場が幾らか残っていますね。この四角、1539－10番地。これも入るんじゃないですか。入らないですかね、開発区域に。入らないですね。

実は私も字図は全て持っています。これで、朝言ったように確認をしました。それで、今の質問は分かりました。

それから、もう一つ質問しますけれども、合同会社に委託というかね、これは66号が可決されたら速やかに合同会社が設立されるということで、これから合同会社が中心となって進められるのは間違いないだろうと思いますけれども、その中で、上峰町と民間事業者との間でどういうやつをつくっていくかということは、50％・50％で意見交換をやられると私は思います。その中で、意思決定をするときにいろんな問題が出てくると思いますけれども、上峰町はどちらかというと50％発言力があると考えてもいいわけですから、何かを合同会社で取り決めるときに、いろいろと金銭面とか設備の大きさとかいろんなもので、議会にもちろん事前に相談することになるだろうと思いますけれども、そういう考えでよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに意思決定権限は民間の企業パートナーと町で50・50ということで、そこはおっしゃるとおりでございます。何らか予算が必要なときにおいては、当然、議案として出すような形になりますので、当然、審議にもなりますし、そういう場合においては議会のほうのちゃんと手続を踏んだ上でという形にはなってくるだろうというふうには思っております。

○５番（田中静雄君）

ということは、端的に言うと、合同会社に移ったからといって議会はノータッチ、もうタッチできませんよという考えじゃないですね。もちろん物事を決めるときには50％・50％で上峰町も発言していかれると思うので、そのときには議会にも相談があるということなので、全く議会側から離れていくということはないという考えでよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに会社の中の決め事としては、町と民間事業パートナーという形でございます。当然、何らかの議案を提出したり、あるいは、例えば、予算が伴うものが出てきたりした場合は、当然、議会との話は出てきますので、そういうことには当然なるだろうというふうに考えております。

以上です。（「分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○３番（原　直弘君）

ちょっと先ほどの図面で確認ですけど、例えば、今、イオン跡地の東側に町道が走っていると思うんですけど、これに接して2514－64とか、2514－42ってあるんですけど、町道部分のラインと、その黒の、今、太いライン、ここにもう分筆線があるということで認識しておいていいですか。それとも、町道の下に、例えば、2514－64とか、2514－42がそのまま入っているということはないでしょうね。そのちょっと確認をしたいんですけど。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらのほうにつきましては、今回の寄附に当たりまして寄附者側のほうで全筆測量のほうを行っておりますので、それに基づいたところで、ちゃんとラインが確定しているという形で御理解いただければというふうに思っております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結いたします。

日程第９　議案第67号

○議長（中山五雄君）

日程第９．議案審議。

議案第67号　動産の買い入れについて。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第67号の質疑を終結いたします。

日程第10　議案第68号

○議長（中山五雄君）

日程第10．議案審議。

議案第68号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第７号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○３番（原　直弘君）

説明書４ページ、これは１項目しかないので、款項目節は省きますが、この中で、今回寄附に基づく予算の計上ということでありましたけど、実際、例えば、節の10の５番とか、今度寄附いただく建屋の電気料の計上とかということで今回上げておられますね。12の委託料は機械の警備委託料ということで、今ある機械警備の継承ということで使用するという形なんですけど、以後ですね、合同会社ができた場合、こういう費用についてはどこが負担する

のかというのをちょっと確認したいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

合同会社のほうに出資する内容にもよってくるんですけれども、土地はちょっと出資するにして、建物をどうするかというところはちょっとあります。建物をそのまま、行政財産のままでこちらで保有しておくということも考えられますので、そういったことも当然考えられるだろうというふうには思っております。それによって変わってきます。

ただ、出資する財産の管理につきましては、当然、合同会社のほうで行っていくという形にはなってまいります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに。

○３番（原　直弘君）

その方向性については、今の段階では決めていらっしゃらないということですか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一応こちらのほうとして、担当としての考え方というのはございます。ですけれども、ちょっと最終的に町の方針としてどうかというところになりますと、そこは先ほども、今後また出資の議案という形もございますので、そういった形で出す折に御審議いただくような形になるかというふうに思っております。

以上です。

○３番（原　直弘君）

今回この予算というのは３月までの分と思うんですけど、結構ちょっと、正味３か月ちょっとですよね。結構大きな金額なので、これ以降も続くとなると、合同会社にすれば、町にすればですよ、そういう負担がある程度の一定の期間出てくるので、ということで、町の考えとしては、できるだけ合同会社のほうに全て――全てというか、ある程度、建屋と土地と一緒にですよ、そういった流れのほうが、町の経費としては若干なりとも出す必要がないのかなという感じがするんですけど、いかがですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そういったコストの面というのは当然我々も検討するべき課題だろうなというふうに考えておりますので、いろいろ御意見頂戴するところであるかと思いますので、また検討させていただきたいというふうに思っております。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第68号の質疑を終結いたします。

日程第11　議案第69号

○議長（中山五雄君）

日程第11．議案審議。

議案第69号　上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第69号の質疑を終結いたします。

日程第12　諮問第３号

○議長（中山五雄君）

日程第12．諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○２番（大川徹也君）

この諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦や、議案第69号の上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についても同様なんですが、今回、一番最後のこの諮問第３号でちょっと述べさせていただくんですが、基本的に、基本は皆こういう委員の選任期間というのは決まっているので、次を見つけるために、やはりそれなりの準備をしておくというのが当たり前のことだろうと思います。そして、この追加上程議案にこういったものがよく散見されます。理由は何ですか。

○町長（武廣勇平君）

その人選に至る経緯、また、その手続等に時間がかかったということだと理解しております。一般論として。

○２番（大川徹也君）

人選や手続に時間がかかるというのは、今分かったことではないですよね。こういったものには、やはりなり手の、その委員の内容にもよるとは思うんですが、職種にもよると思うんですが、なり手が見つかりにくいような部類もあると思います。しかし、そういったことは前もって分かっていると思うので、できるだけこういったものというのは追加上程議案の中に入らないように努力されたほうがいいんじゃないですか。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりでございます。

○２番（大川徹也君）

じゃ、今後これが遅れたからどうだと、何かしら決まって選任されれば、それはよいこと

なので、上峰町の運営のためにそれはよいことで、それでよいことなので、ただ、そのばたばたして、行政職員のほうもそうですけれども、職員のほうもそういう推薦や、選任を受ける方々についても、そういう余裕を持ったタイムスケジュールで今後ますますよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は。（「さっき答弁はいただいたので」と呼ぶ者あり）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、諮問第３号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって12月10日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、12月10日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午後１時52分　散会